

本学教員による研究不正について

1. 経緯・概要

令和7年9月11日 受付窓口である総務課への告発を確認（1つ目）

令和7年11月4日 受付窓口である総務課への告発を確認（2つ目）

- ・研究活動上の不正行為の疑い：「盗用」
- ・告発内容：本学教員が執筆し掲載した紀要論文が、他の研究者が先に掲載した紀要論文の内容と酷似。（いずれの告発者も同趣旨の告発内容）

2. 調査

2-1. 調査体制

委員長	船津 京太郎	九州女子大学	副学長		(内部委員)
委員	三宅 正起	九州女子大学	家政学部	教授	(内部委員)
委員	萬徳 紀之	九州女子大学	人間科学部	教授	(内部委員)
委員	島尻 芳人	九州共立大学	経済学部	教授	(外部委員)
委員	甘 長青	九州共立大学	経済学部	教授	(外部委員)
委員	長谷川 伸	九州共立大学	スポーツ学部	教授	(外部委員)
委員	貝掛 祥広	九州共立大学	経済学部	准教授	(外部委員)

2-2. 調査内容

(1) 調査期間

令和7年10月6日（月） ～ 令和7年12月1日（月）

(2) 調査対象

①調査対象論文

調査対象者が執筆した論文2編

②調査対象者

本学教員（教授）1名

(3) 調査方法・手順

- ・調査対象論文（被告発論文と先行論文）の比較分析
- ・調査対象者からの事情聴取

3. 調査結果

(1) 調査結果

特定不正行為「盗用」

(2) 認定した論文

調査対象論文2編について、いずれも特定不正行為（盗用）を認定した。

(3) 特定不正行為の具体的な内容、結論と判断理由

告発された調査対象論文2編は、「九州女子大学研究活動上の不正防止規程」第2条1項にいう「盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること)」に当たる部分が多数確認されたことから、調査対象者によって特定不正行為(盗用)が行われたと認定した。

4. 研究機関が行った措置

調査対象論文2編について、論文の取り下げを勧告した。

調査対象者への処分については、「福原学園就業規則」に基づき、戒告とした。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

上記で認定された「盗用」は、調査対象者が研究倫理および研究プロセスの本来のあるべき姿を十分に理解していなかったこと、ならびに研究者としての規範意識が欠如していたことが大きく影響していると判断せざるを得ない。

(2) 再発防止策

本学では、これまで「九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程」に基づき、研究活動不正防止委員会を組織するとともに、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の通読および研究倫理eラーニング[eL CoRE]の受講を義務付け、研究活動における不正防止の推進を図ってきた。

しかしながら、今回の事案を踏まえ、改めて研究活動に携わるすべての者を対象に、研究倫理責任の所在を明確にし、研究公正に対する理解を深めることを目的とした研究倫理研修を実施し、研究者全体の倫理意識の向上を図るものとする。

さらに、査読体制の改善策として、他の論文との整合性を自動的に確認できる「研究論文支援ツール」を導入し、再発防止に向けた組織的対応を強化する。

以上